

がんばる養殖復興支援事業実施要領

23水推第744号
平成23年11月21日
水産庁長官通知
一部改正
24水推第116号
平成24年4月20日
24水推第665号
平成24年8月28日
25水推第975号
平成26年3月20日
3水推第1584号
令和4年4月1日

第1 事業の実施

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の4に基づく事業の実施は、以下によるものとする。

1 事業の趣旨

この事業は、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開、経営再建等の取組に対して支援を行うことにより、養殖業の復興を推進しようとするものである。

2 事業の内容

(1) 事業実施者（実施要綱第3の4の(1)に規定する「地域養殖復興協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。）は、実施要綱第3の2の(2)のウの認定養殖復興計画に基づき共同化による養殖業の早期再開、経営再建等に取り組む養殖業者（以下単に「養殖業者」という。）と、生産契約等を締結するものとする。

ただし、事業実施者自らが、認定養殖復興計画に基づいて、共同化による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む場合を除く。

(2) (1)の規定により事業実施者と生産契約等を締結した養殖業者（以下「契約養殖業者」という。）は、共同化に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うものとする。

なお、(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者が共同化に取り組む新たな生産体制による養殖生産を行うものとする。

(3) 事業実施者は、契約養殖業者に対し、別添1の生産費用等算定基準（以下「算定基準」という。）に基づき、養殖生産に必要な費用を支払うものとする。

(4) この事業における養殖生産に必要な種苗、餌、燃油その他資材及び器具・備品の取得に必要な経費並びに販売管理その他事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。

(5) この事業における養殖生産物は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者はその管理及び販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならないものとする。

(6) 事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算の結果を取りまとめ、認定養殖復興計画の参加者等に対して報告するものとする。

3 事業期間

- (1) この事業の1事業期間は、養殖の開始から出荷までとする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3事業期間（第4の3に該当する養殖業者を対象とする事業については2事業期間）を超えて実施することはできないものとする。ただし、5年（第4の3に該当する養殖業者を対象とする事業については4年）を超えて事業を実施することは出来ない。

4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間中の養殖生産物の販売に係る代金（通常の養殖生産で発生する養殖生産物販売代金等の収入（以下「養殖生産物販売代金」という。）及びその他の収入）を助成金の返還に充てるため、第1の6の（1）のウの承認を受けたがんばる養殖復興支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。
- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、契約養殖業者及び養殖生産活動に従事した者等への報奨金を含め、地域養殖復興プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の終了等

(1) 事業の終了

ア 水産庁長官は、実施計画に基づいて生産された当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が、第3の1の（1）に規定する返還対象額を上回った時は、事業主体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）及び事業実施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。

ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、既に事業を開始している事業期間に限り、事業の実施を認めるものとする。

イ 水漁機構は、アの規定により事業の終了を命じられた場合において、事業実施者が既に次事業期間（アのただし書きの規定により、実施が認められた事業期間を除く。）の事業を開始し、水漁機構から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていたときは、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

ウ 実施計画に基づいて生産された当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が、第3の1の（1）に規定する返還対象額を上回った場合において、返還対象額及び返還対象額を上回った額の2分の1に相当する金額を事業実施者が水漁機構に返還するときは、ア及びイの規定にかかわらず、水産庁長官は事業の継続を認めるものとする。

(2) 事業の中止等

次に掲げるいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、水漁機構及び事業実施者に対して事業の中止を命じることとする。この際、中止を命じた要因が発生した事業期間において既に支払をしていた助成金の全部について返還を命じることとする。

(ア) 契約養殖業者（第1の2の（1）のただし書きの場合にあっては、事業実施者）が養殖業経営の中止をしたとき

(イ) 事業実施者と契約養殖業者が生産契約等を解除したとき

- (ウ) 契約養殖業者（第1の2の（1）のただし書きの場合にあつては、事業実施者）が、同2の（2）の養殖生産に係る養殖共済又は特定養殖共済に加入したとき
- (エ) 事業実施者が水産庁長官又は水漁機構に対して虚偽の報告を行ったとき
- (オ) 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は水漁機構から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき
- (カ) その他水産庁長官が**必要**と判断したとき

6 手続き等

(1) 事業実施計画の承認等

- ア 事業実施者は、事業期間ごとに算定基準に従って、認定養殖復興計画に基づく共同化に取り組む新たな生産体制による養殖生産に必要な人件費、施設利用料等の費用を算出するものとする。
- イ 事業実施者は、第1の2の（1）のただし書きの場合を除き、アにより算出した金額を支払う生産契約等を養殖業者と締結するものとする。
- ウ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第1号によるがんばる養殖復興支援事業実施計画を水漁機構を經由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。
- エ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該事業実施計画を承認するものとする。
 - (ア) 認定養殖復興計画の内容に沿った取組であること
 - (イ) 第1の1から5までに規定された内容を満たしていること
 - (ウ) 生産契約等において、事業実施者が、契約養殖業者及び養殖生産活動に従事する者に対して、養殖生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、生産状況が好ましくないと判断した時は生産契約等を解除することを定めていること
 - (エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること
 - (オ) 生産契約等に基づき契約養殖業者に支払う生産費用等が、算定基準に合致していること
 - (カ) 養殖生産活動に従事する者への人件費の支払いに関する規定が定められていること
 - (キ) 契約養殖業者が事業期間終了後も養殖業経営を継続する意志を有していることが、事業実施者によって確認されていること（第1の2の（1）のただし書きの場合にあつては、事業実施者が養殖業経営を継続する意志を有していること）
 - (ク) 契約養殖業者が事業期間中に第1の2の（2）の養殖生産に係る養殖共済及び特定養殖共済に加入しないことが、事業実施者によって確認されていること（同2の（1）のただし書きの場合にあつては、事業実施者が事業期間中に同2の（2）の養殖生産に係る養殖共済及び特定養殖共済に加入しないこと）
 - (ケ) 事業実施者及び契約養殖業者が本事業の趣旨を理解し、水産庁による本事業の成果等情報の利用に同意していること。なお、過去に本事業の利用実績を有する者である場合は、事業実施計画の申請のあった日から過去5年間において本要領等の規定に反する行為を行っていないこと。
- オ 事業実施者は、エの承認を受けた事業実施計画を変更する場合には、ウ及びエに準じ

て処理するものとする。

(2) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年経過後ごと）60日以内に、別紙様式第2号により実施状況報告書を作成し、水漁機構を經由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、全ての事業期間が終了した後であっても、認定養殖復興計画の策定期間中は、認定養殖復興計画に基づく事業期間度の終了後、別紙様式第3号により事業報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。ただし、水産庁が契約養殖業者の会計処理の都合上やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

ウ 事業実施者は、水産庁長官が養殖経営の改善等の事業実績の確認を行うために必要と認める場合において、契約養殖業者の経営状況の変化等を示す資料について、水産庁の指定する方法により遅滞なく報告をしなければならないものとする。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の4に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2のとおりとする。

2 助成金の交付

(1) 事業実施者は、第1の6の(1)のエの承認を受けたときは、別紙様式第4号により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、水漁機構に提出するものとする。

(2) 水漁機構は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、1事業期間が1年を超える場合については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

(3) 事業実施者は、(2)で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に必要な経費について別紙様式第6号により概算払を請求することができるものとする。

(4) 水漁機構は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、水漁機構から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。

(6) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式7号の助成金精算報告書に第1の6の(2)のアの実施状況報告書を添付して水漁機構に提出するものとする。

(7) 水漁機構は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、水漁機構に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

(1) 水漁機構は、第1の6の(2)のアに基づき事業実施者から提出された事業実施状況報

告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第8号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。

- (2) 水漁機構は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めるときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

第3 助成金の返還

助成金の返還は、以下によるものとする。

1 返還すべき助成金の額

- (1) 返還すべき助成金の額は、確定額から別添2に規定する事業管理費の額を差し引いた額（以下「返還対象額」という。）とする。

ただし、実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物の販売に係る代金の総額が返還対象額を下回った場合には、その差額の10分の1に相当する額と養殖生産物の販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。

- (2) 事業期間中の津波等の災害により、養殖生産物が全損又はそれに準ずる被害を受けた場合であって、水産庁長官が特に認める場合には、(1)の規定にかかわらず、実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物の販売に係る代金の総額を返還すべき助成金の額とする。
- (3) 実施計画に基づく当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合において、事業実施者が次事業期間以降も事業を継続するときには、(1)の規定にかかわらず、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相当する金額とする。

2 助成金の返還

- (1) 水漁機構は、第2の3の(1)により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別紙様式第8号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)により水漁機構から命じられた返還期日までに第1の4の(1)の勘定から助成金を返還しなければならない。
- (3) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、契約養殖業者と協議の上、契約養殖業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。
- (4) 水漁機構は、(1)の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第4 事業の対象

実施要綱第4の2の要件を満たす養殖業者は、以下のいずれかに該当する養殖業者であるものとする。

- 1 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて養殖経営に支障を来していると認められる養殖業者

- 2 東日本大震災による被災が原因で収益性が悪化している養殖業者であって、やむを得ない事情によりがんばる養殖復興支援事業にこれまで参加することが出来なかった養殖業者
- 3 サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を受け収益性が悪化し、その影響を克服するため養殖業への転換に取り組む漁業者であって、福島県又は近隣県（青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県）に住所又は事業所を有する漁業者（東日本大震災以前から同一県内で漁業を営む者に限る。）と協業し、生産体制の改革等を通じて収益性向上に取り組む養殖業者

第5 その他

水漁機構は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3水推第1584号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた養殖復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第1の6の（2）のイ及びウの結果報告等に関する規定については、この通知の施行後に終了した事業について適用する。

【別添1】

生産費用等算定基準

がんばる養殖復興支援事業の事業実施者が認定養殖復興計画に基づき養殖生産を行う養殖業者と生産契約等を締結する場合の養殖業者に支払う生産費用等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船、漁具等（以下「施設等」という。）の減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、旧定率法（省令第4条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとする。

2. 復旧修繕費

東日本大震災により被害を受けた施設等について、その原状を回復するために支出した費用。

復旧修繕費＝修繕に要した経費×償却率

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に修繕をされた施設等については、省令別表第9のとおりとする。

3. 金利（施設等取得のための借入金に係る金利）

当該施設等の取得のための借入金に係る金利として、生産契約期間中に当該施設等所有者が支払う額とする。

4. 損害保険料

当該施設等が加入している損害保険料（漁業施設共済掛金を除く）のうち、当該施設等の所有者が負担する額とする。

5. 公租公課（固定資産税）

当該施設等に対して課される固定資産税の額とする。

6. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額、又は、当該施設等について上記1から5までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

7. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

8. 漁業施設共済掛金

当該施設等が加入している漁業施設共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

9. 人件費

認定養殖復興計画に基づき算出される人件費とする。

10. 作業管理費

作業管理費は、上記1から9までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

11. 消費税

消費税は、上記1から10までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

注) 1から5までは生産契約を締結する養殖業者自らが所有する施設等、6は生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添2】

がんばる養殖復興支援事業において助成金の対象とする費用の範囲

助成金対象経費	経費の具体的な内容
1 契約養殖業者へ支払う生産費用	別添1の生産費用算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定養殖復興計画に基づいて、共同化等による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金、真珠核購入代金 (採苗用母貝、原藻等の代金を含む。)
4 餌代	養殖生産に要した餌の購入代金
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等、養殖生産のために要した資材の購入代金
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金(1件につき50万円未満のものに限る。)
7 修繕費	養殖筏等の施設、漁船、漁具等の修繕のために要した経費
8 魚箱・氷代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金
9 販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内とする。
10 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
11 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内とし、 人件費の算定方法等については別添3によるものとする。 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に掛かる人件費を加算できる。
12 消費税	2～11の経費に要した消費税額

【様式第1号】

がんばる養殖復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖復興計画に基づき、がんばる養殖復興支援事業を実施したいので、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第1の6の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 養殖種類

2. 養殖漁場

3. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3事業期間以内）
本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年 ヶ月間

4. 事業内容

(1) 参加する養殖業者

(2) 共同化の取組内容

(3) 施設等の利用計画

施設等の種類	施設の規模	施設数	養殖生産・加工処理見込み（トン）	備考

5. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
生産費用等		(積算内訳)
水道光熱代		(積算内訳)
種苗代		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
養殖用資材代		(積算内訳)
器具・備品代		(積算内訳)
修繕費		(積算内訳)
魚箱・氷代		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【様式第2号】

がんばる養殖復興支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 水推第 号で承認のあったがんばる養殖復興支援事業の実施状況について、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第1の6の（2）のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 事業結果

(1) 養殖復興計画の進捗状況

(2) 共同化の検証

(3) 収支の状況

4. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
生産費用等			
水道光熱代			
種苗代			
餌代			
養殖用資材代			
器具・備品代			
修繕費			
魚箱・氷代			
販売費			
その他の経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計 実施要領第3の1に 規定する返還対象額			

5. 販売の内訳

販売月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (生産物及び主な販売先)
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
合 計			

6. 助成金の返還方法（事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合のみ）

当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が実施要領第3の1に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相当する金額を返還し、次事業期間の以降の事業を継続します。

【様式第3号】

がんばる養殖復興支援事業結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施したがんばる養殖復興支援事業について、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第1の6の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 養殖対象種

3. 事業の期間

年 月 日から平成 年 月 日までの〇年間

4. 事業結果

(1) 養殖復興計画の進捗状況

(2) 共同化の検証

(3) 収支の状況

【様式第4号】

がんばる養殖復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあったがんばる養殖復興支援事業について、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第74号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

(単位：円)

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【様式第5号】

がんばる養殖復興支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間におけるがんばる養殖復興支援事業に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき通知します。

【様式第6号】

がんばる養殖復興支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の2の（3）の規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第7号】

がんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、がんばる養殖復興支援事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の2の（6）の規定に基づき、提出します。

記

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (a)-(b)	既返還額 (c)	販売額等 (d)	備考
合 計						

【様式第8号】

がんばる養殖復興支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで貴〇〇から提出のあったがんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、通知する。
また、同実施要領第3の1に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたいので、年 月 日までに助成金を返還されたい。
なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第3の2の（4）に基づき、延滞金を課すので予め御了知願いたい。

記

(1) 返還額

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額(a)		
既交付額(b)		
精算報告に基づく返納額(c)		
販売額等(d)		
既返還額(e) (販売に基づく既返還額)		
実施要領第3の1に基づく返還すべき助成金の額(f)		
返還額(c)+(f)-(e)		

(2) 振込先

※当該事業に係る消費税の還付金、原発補償金等が発生した場合にはその報告及び返還が必要となる。

なお、報告の際、還付金については事業実施者の税理士等による本事業に係る還付金である旨の証明を、また原発補償金等については受領書等関係書類を添えて報告されたい。

【参考：生産契約書等の例】

〇〇の養殖生産に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる養殖復興支援事業」を実施するに当たり、〇〇の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（〇〇の生産）

第1条 乙は、甲が策定した養殖復興計画に基づいて〇〇の養殖生産を行い、得られた生産物を全て甲に納入するものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

第3条 養殖復興計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。

3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第4条 養殖復興計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油及びその他の資材並びに器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

2 乙は、必要とする資材等の数量を〇日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。

4 第1項の規定によって甲が乙に供給した資材等の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、これらの資材を本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとする。

5 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。これらを第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

6 乙は、甲から種苗の引き渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に斃死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

7 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。

8 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を

支払わなければならない。

9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

10 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の帰属)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、全て甲に帰属するものとする。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用等の支払い)

第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用等として、金「」（うち消費税額 円）を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。

3 甲は、乙から適法な支払い請求書を受領した日から〇日以内に、生産費用等の支払いを行うものとする。

4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。

(3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。

(4) 「がんばる養殖復興支援事業実施要領」（平成23年〇月〇日付け〇水推第〇〇〇〇号水産庁長官通知）第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の終了又は中止を命じたとき。

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第10条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○○○

【別添3】

事業の管理に要する人件費の算定方法等について

事業の管理に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、以下の方法によることとする。

1. 事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間のみを計上する。

② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

- (2) 事業従事者が一の事業だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \text{ (1月に満たない従事期間は、日割り計算による。)}$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する（円未満は切り捨て）。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年支給実績による算定が困難又は不適當な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。
- ・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。
- ・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を補助金等の額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

- ・時間外の従事实績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該事業以外の業務との重複がないことについて確認できるようにする。

【業務日誌の記載例】

（4月）		所属 ○○○部 ××課				役職 ○○○○				氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か				業務時間及び業務内容							
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20	21	22	23	24		
1					← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
2					← A →				← A →		← C →												A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開業打ち合わせ D(3h)自主事業
3					← A →				← B →		← A →												D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
4					← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査
5					← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
...																							
30																							
31																							
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印										A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計				A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)					

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめたの記載や、他の者による記載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。）。
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・事業の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・事業の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。）
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。